



金沢市公報

号外第16号の2

平成18年(2006年)6月28日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規 則	
金沢市技監設置規則 (職員課)	1
金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (生涯学習課)	1
通勤手当に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)	2
金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	2
金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総務課)	3
金沢美術工芸大学学則の一部を改正する規則 (美術工芸大学)	3

金沢市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (福祉総務課)	4
金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則等の一部を改正する規則 (文書法制課)	4
金沢都市計画事業金沢駅西土地地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	4
金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	5
公営企業管理規程	
金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	6

規 則

金沢市技監設置規則をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第59号

金沢市技監設置規則

(設置)

第1条 本市に技監1名を置くことができる。

(分掌事務)

第2条 技監の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市交通、都市計画その他の土木行政全般に関し本市の技術的事項を掌理すること。
- (2) 特命事項に関すること。

附 則

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成8年規則第31号)の一部を次のように改正する。
第2条第3項を削る。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第60号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例(平成18年条例第52号)の施行期日は、平成18年7月22日とする。

通勤手当に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第61号

通勤手当に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第1条 通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第5条中「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表」を「地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3」に改める。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項第1号中「第7条第2項及び第3項に規定する通勤」の次に「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第62号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第2項ただし書」を「第2条の2第1項及び第2項ただし書」に、「第8条ただし書」を「第8条ただし書、第10条の2」に、「及び附則第3条第1項」を「並びに附則第3条第1項」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

(1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第11条第1項中「(昭和42年法律第121号)」を削る。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削る。

附則第5項中「障害の等級」を「障害等級」に、「(昭和42年法律第121号)第29条第6項」を「第29条第8項」に改める。

附則第6項各号中「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の第17条第1項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第63号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

金沢公舎8号	金沢市飛梅町2番14号	21,988円
--------	-------------	---------

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

金沢美術工芸大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第64号

金沢美術工芸大学学則の一部を改正する規則

金沢美術工芸大学学則（昭和47年規則第32号）の一部を次のように改正する。

第11条の表中「10人」を「15人」に、「40人」を「60人」に、「65人」を「70人」に、「260人」を「280人」に、「145人」を「150人」に、「580人」を「600人」に改める。

別表第2第2項第4号の表中	研究演習基礎	2			を
	課題研究演習	2			
	課題研究演習	6			

「アートマネジメント	2			に、
アートマネジメント	2			

「美学演習		2		を
-------	--	---	--	---

「美学演習		2		に、
保存修復論演習		2		
複合表現論演習		2		

「美学演習		2		を
計	48	26	24	

「美学演習		2		に改める。
保存修復論演習		2		
複合表現論演習		2		
卒業研究	6			
計	48	34	24	

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成19年3月31日に在学する者に係る収容定員、授業科目及びその単位数については、改正後の別表第2の規定

にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第65号

金沢市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市母子及び寡婦福祉法施行細則（平成8年規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表生活資金の項を次のように改める。

生活資金	知識技能を習得している期間若しくは医療若しくは介護を受けている期間中であることを証する書類、生活費の収支状況を示す書類又は失業している期間中であることを証する書類
------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第66号

金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則等の一部を改正する規則

（金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則等の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「処分」を「決定」に改める。

- (1) 金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則（平成7年規則第26号）様式第2号及び様式第3号
- (2) 金沢市外国人障害者福祉手当支給規則（平成8年規則第5号）様式第2号及び様式第3号
- (3) 金沢市生活保護法施行細則（平成8年規則第57号）様式第7号から様式第9号まで
- (4) 金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）様式第3号の2、様式第6号、様式第11号、様式第16号及び様式第17号
- (5) 金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）様式第5号
- (6) 金沢市知的障害者福祉法施行細則（平成8年規則第64号）様式第3号及び様式第4号
- (7) 金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）様式第3号及び様式第4号

（金沢市介護保険規則の一部改正）

第2条 金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「処分」を「認定」に改める。

様式第9号中「処分」を「決定」に改める。

様式第11号中「処分」を「認定」に改める。

様式第12号中「処分」を「決定」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした通知は、この規則による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第67号

金沢都市計画事業金沢駅西土地地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則の一部を改正する規則
金沢都市計画事業金沢駅西土地地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則（昭和60年規則第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市が施行する土地地区画整理事業における清算金徴収交付事務取扱規則

第1条中「条例」という。)を「金沢駅西条例」という。)及び金沢都市計画事業金沢駅北土地地区画整理事業施行に関する条例（平成5年条例第43号。以下「金沢駅北条例」という。）」に改める。

第6条中「条例第29条第1項」を「金沢駅西条例第29条第1項又は金沢駅北条例第29条第1項」に改める。

第7条中「条例」を「金沢駅西条例」に改める。

第9条第1項中「条例第29条第8項」を「金沢駅西条例第29条第8項又は金沢駅北条例第29条第7項」に改める。

第10条中「条例第29条第10項」を「金沢駅西条例第29条第10項又は金沢駅北条例第29条第9項」に改める。

第11条中「条例別表第3」を「金沢駅西条例別表第3又は金沢駅北条例別表第1」に改める。

第15条第2項中「条例」を「金沢駅西条例」に改める。

様式第10号中「金沢都市計画事業金沢駅西土地地区画整理事業施行に関する条例第29条第10項第 号」を「金沢都市計画事業 土地地区画整理事業施行に関する条例第29条第 項第 号」に改める。

様式第14号（表）中「金沢都市計画事業金沢駅西土地地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則」を「金沢市が施行する土地地区画整理事業における清算金徴収交付事務取扱規則」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

（この欄には、土地地区画整合法第110条第1項、第3項及び第5項並びに金沢市が施行する土地地区画整理事業における清算金徴収交付事務取扱規則第14条の条文を記載すること。）

様式第15号（表）中「金沢都市計画事業金沢駅西土地地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則」を「金沢市が施行する土地地区画整理事業における清算金徴収交付事務取扱規則」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

（この欄には、土地地区画整合法第110条第1項、第3項及び第5項並びに金沢市が施行する土地地区画整理事業における清算金徴収交付事務取扱規則第14条の条文を記載すること。）

様式第17号中「金沢都市計画事業金沢駅西土地地区画整理事業施行に関する条例」を「金沢都市計画事業 土地地区画整理事業施行に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第77号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「高柳町（1、2、5、9、10及び13の部に限る。）」を「高柳町（ソ、1、2、5、9、10、11、12及び13の部に限る。）」に改める。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

平成18年(2006年)6月28日 印刷
平成18年(2006年)6月28日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川
(株) 共 栄